

宮崎県蚊のモニタリング調査実施要領

平成 28 年 5 月 9 日
福 祉 保 健 部

1 事業目的

蚊の生息状況及びデングウイルス等の保有状況を調査することで、県内での蚊媒介感染症の発生及びまん延の防止に役立てることを目的とする。

2 事業内容

(1) 蚊の採取

採取実施主体は実施地点ごとに採取ポイント 4 ポイント（2 名×2 カ所）でヒト囲法により蚊の採取を行う。

(2) 採取時刻等

採取は午後 4 時から 5 時の間で行い、採取実施主体は採取時刻、気温等の記録を衛生環境研究所に提出する。

(3) 蚊の搬入

採取実施主体が蚊の採取日から 3 日以内に衛生環境研究所に搬入する。

(4) ウイルス保有状況検査等

衛生環境研究所は採取した蚊の種類、性別、デングウイルス等の保有検査及び蚊媒介感染症原因ウイルスの検査方法検討を行う。

3 実施時期

毎年 6 月から 9 月までの 4 か月間、毎月 1 回を目途に計 4 回実施する。

4 実施地点及び採取実施主体

	実施地点	採取実施主体
1	早水公園	都城保健所
2	高千穂神社	高千穂保健所
3	宮崎市中心公園	衛生環境研究所 宮崎市保健所

5 その他

- ・ モニタリング調査の結果は、宮崎県蚊媒介感染症対策会議にて報告する。
- ・ 採取した蚊からウイルスが検出された場合、直ちにその旨を公表するとともに、採取地点の蚊の駆除を実施するよう指示する。
- ・ 保健所職員等に対し蚊の採取方法等についての研修を実施する。
- ・ 採取に必要な備品等は衛生環境研究所で購入し、配付する。

附則

この要領は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は平成 30 年 5 月 22 日から施行する。